

様式1

包括外部監査の結果に係る措置通知書

令和5年6月29日現在

監査実施年度	令和3年度	対象部局等	環境部	ごみ減量推進課
報告書ページ	38ページ(4)①		区分	指摘
			○	意見
指摘等の内容	<p>【側溝土砂収集運搬業務委託】</p> <p>①随意契約について</p> <p>随意契約について、競争入札に付することがどのように不利になるのか具体的な記載がない。</p> <p>随意契約とする要件に合致した適切な理由を記載し、「随意契約ガイドライン」の定義及び要件を厳格に捉える必要がある。(要約)</p>			
講じた措置の内容	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第6号を根拠として随意契約を締結しているが、「競争入札に付することが不利と認められるとき」の理由について、同施行令や福島市随意契約ガイドラインに照らし、令和5年度契約締結から具体的に随意契約理由を記載しました。</p>			

- (1) 指摘等の内容欄は、監査結果を移記すること。やむを得ず要約した場合は、文末に(要約)と記載すること。
- (2) 講じた措置の内容欄は、措置の内容と併せて実施開始時期又は開始年度等も含めて明確に記入願います。

様式3

包括外部監査の結果に係る検討報告書
(現行の事務処理が適当であると判断したもの)

令和5年7月7日現在

監査実施年度	令和3年度	対象部局等	環境部	ごみ減量推進課
報告書ページ	40ページ (4)①		区分	意見
意見の内容	<p>【ヘルシーランド福島費：管理委託料】</p> <p>① 指定管理者公募者の増加について</p> <p>長期間同一の指定管理者であり、次回の指定管理者の公募については、募集要項の要件を緩和することや、他団体への応募の呼びかけを検討して頂きたい。(要約)</p>			
検討内容	<p>ヘルシーランド福島は、平成18年4月から指定管理者制度が導入されてから継続して同一の管理者が選定されておりますが、施設の活性化の観点からも公募における競争は必須と考えております。</p> <p>募集要項の要件につきましては、地域経済の活性化や市内雇用の確保等の観点から要件の変更は行っておりませんが、令和6年度より開始される第5期の指定管理者募集につきましては、多くの団体の皆様から応募を募るため、市ホームページでの周知等広報を実施しております。</p>			

- (1) 意見の内容欄は、監査の結果を移記すること。やむを得ず要約した場合は、文末に(要約)と記載すること。
- (2) 検討内容の欄は、改善策について検討したものの、現行の事務処理が適当であると判断した理由、見解等を記載すること。

様式1

包括外部監査の結果に係る措置通知書

令和5年7月12日現在

監査実施年度	令和3年度	対象部局等	環境部	ごみ減量推進課
報告書ページ	41ページ	(4)②	区分	指摘
			○	意見
指摘等の内容	<p>【ヘルシーランド福島費：管理委託料】</p> <p>②指定管理料について</p> <p>平成30年度の指定管理者選定において、候補者の示した指定管理料が標準的経費を上回っている。</p> <p>今後の指定管理料の適正水準を決定するために標準的経費に対して実際の管理経費支出が増加する要因分析が必要である。(要約)</p>			
講じた措置の内容	<p>ご指摘のとおり要因分析を行いました。分析の結果、標準的経費を基礎とした指定管理料の積算時に、主に人件費(6,300千円)及び修繕費(8,600千円)の差異が見られたため、実際の管理経費支出が増加となりました。今後も適切な水準を決定するため、要因分析を行ってまいります。</p>			

- (1) 指摘等の内容欄は、監査の結果を移記すること。やむを得ず要約した場合は、文末に(要約)と記載すること。
- (2) 講じた措置の内容欄は、措置の内容と併せて実施開始時期又は開始年度等も含めて明確に記入願います。

様式1

包括外部監査の結果に係る措置通知書

令和5年7月7日現在

監査実施年度	令和3年度	対象部局等	環境部	ごみ減量推進課
報告書ページ	46ページ(4)②	区分	○	指摘
				意見
指摘等の内容	【公共便所の管理】 ②随意契約の理由について 清掃業務委託について、競争入札に付することがどのように不利になるのかについて、随意契約理由書に具体的な理由が記載されていない。 随意契約とする要件に合致した適切な理由を記載し、「随意契約ガイドライン」の定義及び要件を厳格に捉える必要がある。(要約)			
講じた措置の内容	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号を根拠として随意契約を締結しているが、「契約の目的を達成できる者が限定されるとき」の理由について、同施行令や福島市随意契約ガイドラインに照らし、令和5年度契約締結から具体的に随意契約理由を記載しました。			

- (1) 指摘等の内容欄は、監査結果を移記すること。やむを得ず要約した場合は、文末に(要約)と記載すること。
- (2) 講じた措置の内容欄は、措置の内容と併せて実施開始時期又は開始年度等も含めて明確に記入願います。

様式1

包括外部監査の結果に係る措置通知書

令和5年7月7日現在

監査実施年度	令和3年度	対象部局等	環境部		ごみ減量推進課
報告書ページ	56ページ (4)②		区分	○	指摘
					意見
指摘等の内容	<p>【じん芥収集運搬業務委託】</p> <p>②随意契約の採用理由について</p> <p>随意契約採用理由の記載には、競争入札ではなく随意契約を採用しないと不利になるのか具体的な記載がない。</p> <p>地方自治法施行令の趣旨に合致するように記載すべきである。(要約)</p>				
講じた措置の内容	<p>本業務は、平成26年1月28日の最高裁判所においても「廃棄物処理法において、一般廃棄物処理業は専ら自由競争に委ねられるべき事業ではない。」との判決を出しており、生活環境保全のための確実な業務の履行を重視すべきものであるため、それらの趣旨を踏まえ、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号を根拠として随意契約を締結しているが、「競争入札に付することが不利と認められるとき」の理由について、同施行令や福島市随意契約ガイドラインに照らし、令和5年度契約締結から具体的に随意契約理由を記載しました。</p>				

- (1) 指摘等の内容欄は、監査結果を移記すること。やむを得ず要約した場合は、文末に(要約)と記載すること。
- (2) 講じた措置の内容欄は、措置の内容と併せて実施開始時期又は開始年度等も含めて明確に記入願います。

様式1

包括外部監査の結果に係る措置通知書

令和5年7月7日現在

監査実施年度	令和3年度	対象部局等	環境部		ごみ減量推進課
報告書ページ	64ページ (4)②		区分	○	指摘
					意見
指摘等の内容	<p>【資源物収集運搬業務委託】</p> <p>②随意契約の採用理由について</p> <p>随意契約採用理由の記載には、競争入札ではなく随意契約を採用しないと不利になるのか具体的な記載がない。</p> <p>地方自治法施行令の趣旨に合致するように記載すべきである。(要約)</p>				
講じた措置の内容	<p>本業務は、平成26年1月28日の最高裁判所においても「廃棄物処理法において、一般廃棄物処理業は専ら自由競争に委ねられるべき事業ではない。」との判決を出しており、生活環境保全のための確実な業務の履行を重視すべきものであるため、それらの趣旨を踏まえ、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号を根拠として随意契約を締結しているが、「競争入札に付することが不利と認められるとき」の理由について、同施行令や福島市随意契約ガイドラインに照らし、令和5年度契約締結から具体的に随意契約理由を記載しました。</p>				

- (1) 指摘等の内容欄は、監査結果を移記すること。やむを得ず要約した場合は、文末に（要約）と記載すること。
- (2) 講じた措置の内容欄は、措置の内容と併せて実施開始時期又は開始年度等も含めて明確に記入願います。

様式1

包括外部監査の結果に係る措置通知書

令和5年7月7日現在

監査実施年度	令和3年度	対象部局等	環境部		廃棄物対策課
報告書ページ	86ページ(4)②		区分		指摘
				○	意見
指摘等の内容	<p>【廃棄物関係分析業務委託】</p> <p>②積算方法について</p> <p>設計書の積算金額と委託金額が同額となっている。これは、設計書を積算するにあたり参考見積書を徴取しているが、見積項目が分析、試験の検体数に基づく単価となっていることから市独自で積算を考慮することができない見積書であり落札率100%となっている。</p> <p>見積書を徴取する際に、検査に係る費用は見積れないものの、人件費と区分するか、あるいは他の業者からの見積を徴取することにより積算方法を検討する必要がある。</p>				
講じた措置の内容	<p>予算の計上や契約時の設計金額の積算にあたっては、複数事業者の見積もりを徴収し、より安価な事業者の見積額を参考に積算するよう見直しております。</p>				

- (1) 指摘等の内容欄は、監査結果を移記すること。やむを得ず要約した場合は、文末に(要約)と記載すること。
- (2) 講じた措置の内容欄は、措置の内容と併せて実施開始時期又は開始年度等も含めて明確に記入願います。

包括外部監査の結果に係る措置通知書

令和5年7月12日現在

監査実施年度	令和3年度	対象部局等	環境部	あぶくまクリーンセンター
報告書ページ	97ページ (4)①		区分	○ 指摘 意見
指摘等の内容	<p>【焼却工場運転管理業務委託】</p> <p>① 随意契約の理由記載について</p> <p>随意契約とする理由の記載について、市民への説明責任を果たしているとは言えず、不十分であると言わざるを得ない。</p> <p>長期継続契約を理由に、随意契約とする合理的な理由を省略できるということにはならず、契約の都度、説明責任を含む随意契約とする確認事項に留意し、具体的、かつ、詳細な合理的理由を明示し、チェックリスト等を作成し、根拠法令について客観的判断ができる体制も検討されたい。(要約)</p>			
講じた措置の内容	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号を根拠として随意契約を締結しているが、「その性質又は目的が競争入札に適しない契約をするとき（目的を達成できる者が限定されるとき）」の理由について、同施行令や福島市随意契約ガイドラインに照らし、令和5年度契約締結から具体的に随意契約理由を記載しました。</p>			

- (1) 指摘等の内容欄は、監査結果を移記すること。やむを得ず要約した場合は、文末に（要約）と記載すること。
- (2) 講じた措置の内容欄は、措置の内容と併せて実施開始時期又は開始年度等も含めて明確に記入願います。

様式1

包括外部監査の結果に係る措置通知書

令和5年7月12日現在

監査実施年度	令和3年度	対象部局等	環境部	あぶくまクリーンセンター
報告書ページ	98ページ (4)③	区分	○	指摘 意見
指摘等の内容	<p>【焼却工場運転管理業務委託】</p> <p>③運転管理業務委託後の評価について</p> <p>焼却工場運転管理業務委託報告書を受け取るのみであり、報告書等をもとに福島市から委託業者への評価検討又は効果測定は実施していない。</p> <p>運転管理業務は他の業者に委託することも可能と判断でき、競争性の観点及び経済性の観点からも業者の実施報告を評価することを検討すべきかと考える。(要約)</p>			
講じた措置の内容	<p>令和4年度の焼却工場運転管理業務委託について実績評価を行い、業務委託契約書及び委託仕様書と報告書等に相違がなく、適切に履行されていることを確認しました。また、設備故障の緊急対応を的確に行っており、安全管理体制が実行されていることを確認しました。</p> <p>今後は実績評価を毎年実施し、運転管理業務委託者の適正な選定及び指導育成を行います。</p>			

- (1) 指摘等の内容欄は、監査結果を移記すること。やむを得ず要約した場合は、文末に(要約)と記載すること。
- (2) 講じた措置の内容欄は、措置の内容と併せて実施開始時期又は開始年度等も含めて明確に記入願います。

様式1

包括外部監査の結果に係る措置通知書

令和5年7月12日現在

監査実施年度	令和3年度	対象部局等	環境部	あぶくまクリーンセンター
報告書ページ	101ページ(4)①		区分	指摘
			○	意見
指摘等の内容	<p>【年次点検整備業務委託】</p> <p>① 予定価格の合理性について</p> <p>予定価格の合理性を検証するにあたっては、作業日報と仕様書を照合するのみならず、仕様書や年次点検整備業務報告書と見積書を照合する等の検証作業が必要となるが、現状当該照合作業は実施されておらず、予定価格の合理性についての検証作業が不足している。</p> <p>仕様書や年次点検整備業務報告書と見積書を照合する等の検証作業が必要である。(要約)</p>			
講じた措置の内容	<p>仕様書に記載されている検査項目と、年次点検整備業務報告書の検証を行ったところ相違はありませんでした。</p> <p>作業日報と見積書の人工について検証作業を行ったところ、実作業人工1,063人工、見積書人工1,054人工と同程度であるため、予定価格の合理性について適正と判断しました。</p>			

- (1) 指摘等の内容欄は、監査結果を移記すること。やむを得ず要約した場合は、文末に(要約)と記載すること。
- (2) 講じた措置の内容欄は、措置の内容と併せて実施開始時期又は開始年度等も含めて明確に記入願います。

様式1

包括外部監査の結果に係る措置通知書

令和5年7月12日現在

監査実施年度	令和3年度	対象部局等	環境部	あぶくまクリーンセンター
報告書ページ	127ページ (4)②	区分	○	指摘
				意見
指摘等の内容	<p>【固定資産及び備品管理】</p> <p>②長期間使用されていない車両の除却処理について</p> <p>2004年に取得したじん芥収集車がナンバープレートを取り外された状態で停められていた。業務上不要であれば、不要物品として早急に財務部長に通知し、必要な措置をすることが望まれる。(要約)</p>			
講じた措置の内容	<p>廃棄物収集業務で当該車両が無くても行政サービスが円滑に執行できていることから、福島市財務規則の規定に基づき、令和5年3月1日に当該車両を売払致しました。</p>			

- (1) 指摘等の内容欄は、監査結果を移記すること。やむを得ず要約した場合は、文末に(要約)と記載すること。
- (2) 講じた措置の内容欄は、措置の内容と併せて実施開始時期又は開始年度等も含めて明確に記入願います。

様式1

包括外部監査の結果に係る措置通知書

令和5年6月30日現在

監査実施年度	令和3年度	対象部局等	環境部	あらかわクリーンセンター
報告書ページ	135ページ (4)②	区分	○	指摘 意見
指摘等の内容	<p>【焼却工場運営業務委託】</p> <p>②運営業務委託の評価について</p> <p>業務委託が20年という長期にわたることが契約時から明確になっているのであれば、福島市はこれまでの委託業者に委託し続けることが妥当であるか定期的に評価検討すべきである。</p> <p>一定の期間ごとに委託業者と協議を行い、受領する完了報告書について、福島市も評価指標を特定して定期的かつ客観的に検証し、引き続き同じ業者に委託することを評価する文書を作成することが望まれる。(要約)</p>			
講じた措置の内容	<p>委託業者から毎年9月に提出される「非価格要素審査提案書に関する実施状況確認表」、一般財団法人日本環境衛生センターによる3年毎の精密機能検査(本施設の施設状況、処理機能状況)の報告書をもとに、本業務委託が適正な運営管理によりごみ処理が進められているか委託業者と協議しながら検証し、引き続き同じ業者に委託することが妥当であるか評価記録を作成して参ります。</p>			

- (1) 指摘等の内容欄は、監査結果を移記すること。やむを得ず要約した場合は、文末に(要約)と記載すること。
- (2) 講じた措置の内容欄は、措置の内容と併せて実施開始時期又は開始年度等も含めて明確に記入願います。

包括外部監査の結果に係る検討報告書
(現行の事務処理が適当であると判断したもの)

令和5年6月30日現在

監査実施年度	令和3年度	対象部局等	環境部	あらかわクリーンセンター
報告書ページ	144ページ (4)①		区分	意見
意見の内容	<p>【破碎処理物等運搬業務委託】</p> <p>① 契約形態について</p> <p>委託契約当初より現在に至るまで特命随意契約を単年度で締結し、事実上契約更新を続けている。廃棄物処理法における委託基準に適合した福島市の登録業者が別に存在する限りにおいては、業務の客観性及び競争性の観点から、契約形態として一般競争入札とすること、あるいは競争見積方式による随意契約として複数の登録業者から見積をとることも今後検討の余地があるのではないかと考える。(要約)</p>			
検討内容	<p>本業務の委託にあたっては、廃棄物処理法施行令第4条に規定する基準において、受託者の能力要件等に加え、「委託料が受託業務を遂行するに足りる額であること」とされている等、環境保全の重要性及び一般廃棄物の公共性を鑑み、経済性の確保等の要請よりも業務の確実な履行を重視すべきものであることが国からも示されています。</p> <p>また、下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法(昭和50年5月23日法律第31号)は、公共下水道の整備・普及促進により、汲取り戸数の減少に伴う汲取り業者の事業転換策として制定され、事業の転換等を行う場合には、当該事業者について、職業訓練の実施、就職のあっせんその他の措置を講ずること(第9条)等が定められております。</p> <p>上記定めがあるように、本業務は競争性が必要な性質のものではなく、かつ事業転換策による就職のあっせんが必要であり、生活環境保全のため確実な業務の履行を重視すべきものであるため、現行の契約形態を継続するものとしたします。</p>			

- (1) 意見の内容欄は、監査の結果を移記すること。やむを得ず要約した場合は、文末に(要約)と記載すること。
- (2) 検討内容の欄は、改善策について検討したものの、現行の事務処理が適当であると判断した理由、見解等を記載すること。

包括外部監査の結果に係る措置通知書

令和5年6月30日現在

監査実施年度	令和3年度	対象部局等	環境部	あらかわクリーンセンター
報告書ページ	145ページ (4)②	区分	○	指摘
				意見
指摘等の内容	<p>【破碎処理物等運搬業務委託】</p> <p>②随意契約の採用理由について</p> <p>随意契約の締結に当たり、「競争入札に付することが不利と認められるとき」に対して、なぜ競争入札ではなく随意契約を採用しないと不利になるのかについて具体的な記載が見当たらない。</p> <p>例外的に認められている随意契約の採用理由は、地方自治法施行令の根拠に合致するよう必ず具体的に記載しなければならない。(要約)</p>			
講じた措置の内容	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第6号を根拠として随意契約を締結しているが、「競争入札に付することが不利と認められるとき」の理由について、同施行令や福島市随意契約ガイドラインに照らし、令和5年度契約締結から具体的に随意契約理由を記載しました。</p>			

- (1) 指摘等の内容欄は、監査結果を移記すること。やむを得ず要約した場合は、文末に(要約)と記載すること。
- (2) 講じた措置の内容欄は、措置の内容と併せて実施開始時期又は開始年度等も含めて明確に記入願います。